

第 1 回審議会意見への対応について（案）

1. 意見の概要

改定料金について、都路町においては、毎月の水道料金が 1,892 円（家庭用、口径 13mm、水量 25 m³の場合）引き上がり、負担額の増加が旧 5 町村の中で最も大きい。

本年 4 月 1 日付けで避難指示が解除されたものの、仮設住宅にとどまる者も多く、未だに落ち着かない状況にあることにかんがみ、急激な負担の増加を軽減する方法を検討すべきではないか。

2. 対応案

- ・ 田村市水道事業給水条例（平成 17 年条例第 190 号）の一部を改正する条例により、水道料金を統一する。
- ・ 同条例附則第 1 項において、条例の施行日を、平成 27 年 4 月 1 日と定める。
- ・ 同附則第 3 項において、「都路水道事業区域においては、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。」と定める。

3. 理由

東日本大震災及び原発事故により避難を余儀なくされた都路町内の旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域の住民の帰還を促進するため、改定料金の適用を半年遅らせ、10 月 1 日とする。